

いじめ防止対策基本方針

令和5年4月

三春町立岩江小学校

学校いじめ防止基本方針

三春町立岩江小学校

三春町立岩江小学校（以下「本校」という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。）に則り、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ基本的な方針として推進する。

1 いじめ問題の定義

(1) いじめの定義 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より」

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法律第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断する。

2 いじめ問題についての基本方針

子どもたちの実態で、いじめの加害者、被害者のどちらの経験もある子が多いという状況が報告されている。つまり、子どもたちは、いつでも加害者や被害者になり得るということである。また、いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こり得るものであると十分認識することが必要である。

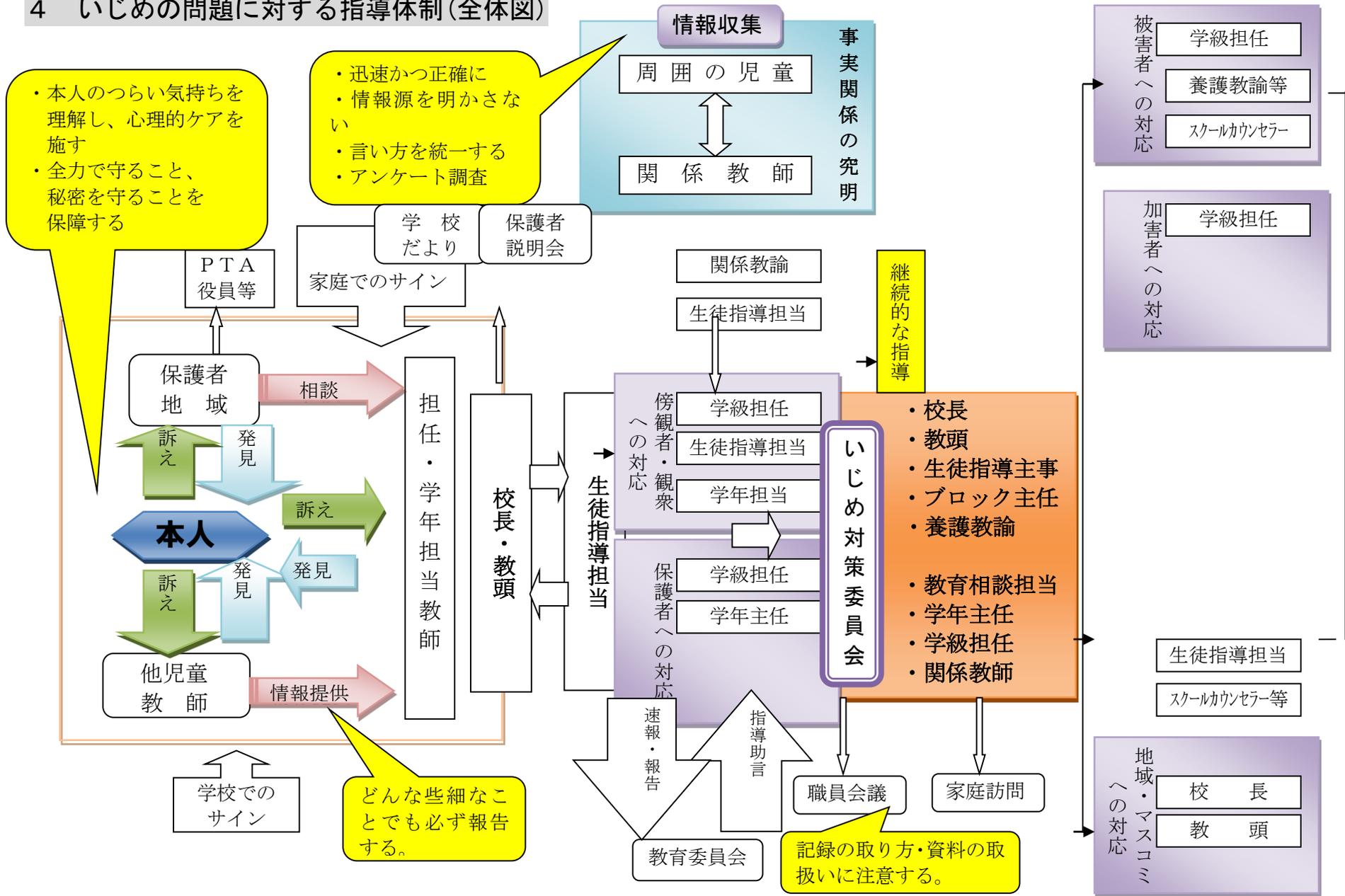
- (1) いじめを報告するのが悪い学校ではなく、いじめを発見し解決するのがいい学校という認識を持つ。
- (2) 「弱いものをいじめることは人間として絶対許されない」との強い認識を持つ。
- (3) いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行う。
- (4) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) いじめは家庭教育の在り方に大きく関わっているので、家庭との連携を十分に行う。
- (6) 家庭・学校・地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む。

3 いじめ防止及び対応のための組織

いじめ防止等の取組の推進や評価及びいじめ発生時の対応を中核となって行うために次の組織を設ける。

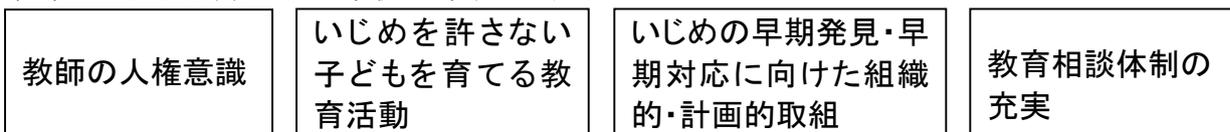
- (1) 名称 「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、低中高ブロック代表主任、養護教諭
※対応の場合には、該当の学級担任や関係教師、教育相談担当も加わる。
- (3) 役割
 - ① 「学校基本方針」に基づく取組に関わる年間計画の作成、実施、検証、修正
 - ② いじめの疑い等、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ③ いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整
 - ④ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処（会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応等）

4 いじめの問題に対する指導体制(全体図)



5 いじめの未然防止のために

(1) いじめを許さない学校・学級づくり



未然防止の取組の重要性－いじめを許さない子どもを育てる－

- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい 学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換をする。
- ・被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策を講じる。※日常生活の子ども同士のトラブル
- ・すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていく。

(2) いじめの未然防止に向けての手立て

① 学級経営の充実

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人ひとりのよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団作りを進める。
- ・正しい言葉遣いができる、学級のルールがきちんと守られるような指導を継続して行う。改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- ・児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
- ・担任自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもって進める。

② 授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

③ 道徳の時間の充実

- ・いじめを題材として取り上げたり、いじめを許さない心情を深める授業を指導計画に位置づけたりするとともに、思いやりや生命・人権を大切にする指導人権意識の高揚を図る。

④ 学級活動・生き生きタイム

- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・毎週水曜日の生き生きタイムを活用した「全校集会」「学級の時間」を通して、望ましい人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。
- ・人間関係のトラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング等を活用し、学習する。

⑤ 学校行事・体験活動・児童会活動

- ・子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化、道徳的判断力・実践力の育成が得られる行事や諸活動を推進する。
- ・縦割り班清掃、通学班での登校など日常的に異学年と活動する機会を持たせ、他を思いやる心を育てる。

⑥ いじめ対策に関する共通理解、保護者・地域との連携の強化

- ・いじめ対策の方針や手立てについて教職員が共通理解するための研修会を持つ。
- ・保護者会等で、学校のいじめ対策に関する説明の場を持つ。（チェック表の活用）
- ・「子どもを地域で育てる」という地域住民の願いを活かし、学校の様子を地域に発信して子どもたちを見守ってもらう体制を整える。

6 いじめの早期発見のために

(1) 教師一人一人の違った視点と豊かな感性による日常的な児童の観察及び理解

- ・ 全職員の違った視点により、児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察
- ・ 定期的に面談やアンケート調査
- ・ スクールカウンセラーとの連携、児童や保護者が気軽に相談できる体制

(2) 日々の情報交換と迅速な報告による初期段階での組織的な対応

- ・ 気になる児童がいた場合は、担任への連絡、校長/教頭への報告
- ・ 生徒指導全体協議会、職員打合せや休み時間等の日常な情報交換
- ・ 生徒指導委員会や職員打合せ等における定期的な情報交換
- ・ 養護教諭、スクールカウンセラー、7学年等からの情報収集
- ・ 組織的に迅速な対応、早期解消

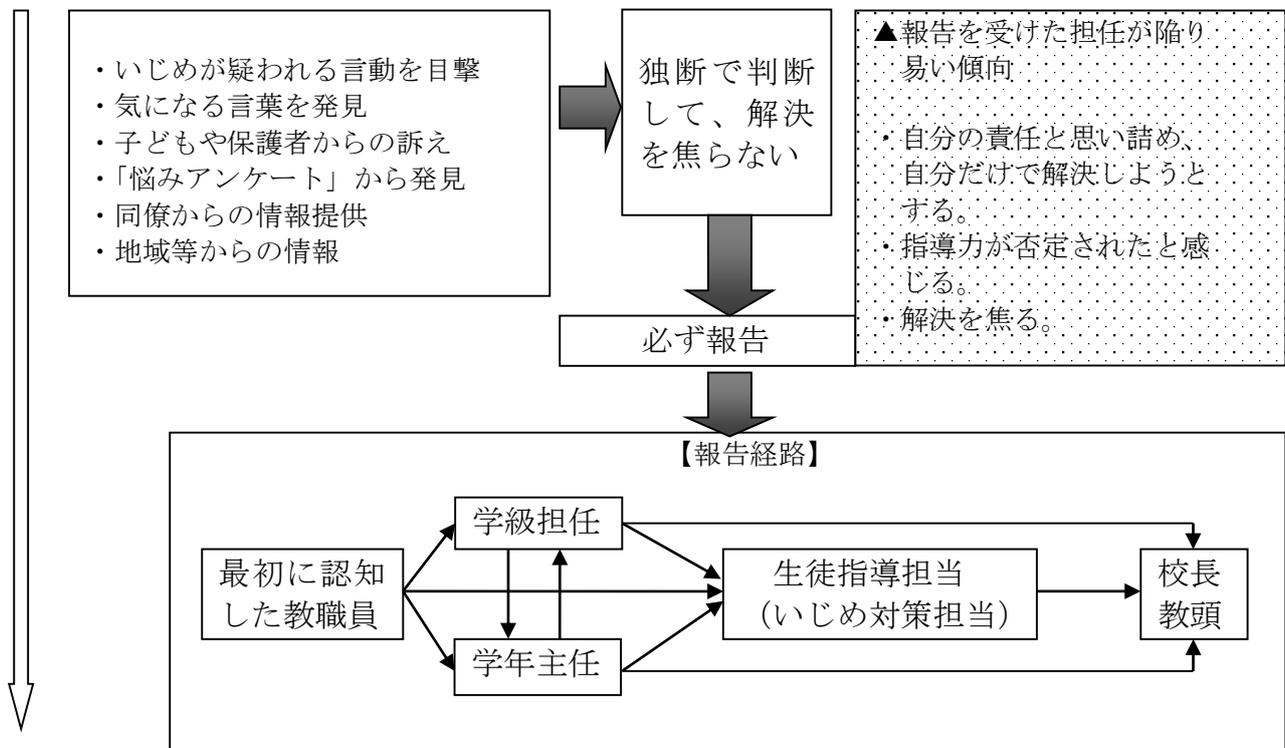
(3) 家庭・地域との連携を密にした情報交換

- ・ 家庭への連絡、家庭との信頼関係の構築
- ・ いじめに対する学校の考え方や取組みの周知、共通理解
- ・ 保護者への「チェックポイント」配付
- ・ いじめを発見した際の学校への連絡方法等の周知
- ・ 地域からの情報収集

7 いじめの発見から解決まで

(1) 発見から指導、組織的対応の展開

1 いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



2 対応チーム「いじめ対策委員会」の編成

校長（教頭）、生徒指導主事、生徒指導部、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等 ※事案に応じて柔軟に編成する。

3 対応方針の決定・役割分担

- ◎ 情報の整理 (いじめ対策委員会①)
 - ・いじめの様態、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- ◎ 対応方針 (いじめ対策委員会②)
 - ・緊急度の確認 「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- ◎ 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の児童と全体への指導担当
 - ・保護者への対応担当 ・関係機関への対応担当

- ★事実だった場合
 - ・対応の見直しと役割分担
 - ・臨時職員会議で指導方針の共通理と役割分担
- ☆事実でなかった場合
 - ・全職員への周知

4 事実の究明と支援・指導

- ◎ 事実の究明
 - いじめの状況、いじめのきっかけ等 ※事実に基づく指導を行えるようにする。
 - 聴取は、被害者→周囲の者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、**複数の教員で確認**しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守**し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではではないこと>

- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、**すぐに仲直りを促すような指導をすること。**
- ▲**ただ単に謝ることだけで終わらせること。**
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導 ※ 対応方法は、関係資料 2に記載

- 被害児童への指導 (守り抜く姿勢)
- 加害児童への指導 (実態に応じた実効的な指導)
- 学級、学校全体への指導
- 保護者や地域との連携協力

6 関係機関との連携・協力

- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー
- 三春町教育委員会
- 民生児童委員
- 児童相談所
- 警察 医療機関
- その他の関係機関

★教育委員会への報告

- ・いじめの相談を受けて対応するなかで、いじめと判断し、児童の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるケースや指導が長引きそうなケース、こじれて解決が難しいケースの場合は、直ちにいじめの事故報告を提出する。
- ・上記の報告と文部科学省調査(「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)との整合性を持たせる。

6 指導継続・経過観察・情報収集・保護者との連携

- ★再発した場合
 - ・いじめ対策委員会

7 問題の解決・集結

8 いじめ自殺の防止・緊急対応(自殺の企図)

真剣に、精一杯関わる!

(1) 学校・家庭・教育委員会の役割

- ・ 子どもたちの日常の変化に気づき、「救いを求めるサイン」を見逃さない。
- ・ 子どもたちとの信頼関係を築くとともに、相談体制を確立する。
- ・ 自殺予防のための具体的援助を行う。場合によっては、隔離や保護措置をとる。
- ・ 校内に問題解決チーム(チーム支援)を結成するとともに、カウンセラーや医療機関、保健所、児童相談所、警察など関係機関との連携を図り、外部とのネットワークを構築して問題解決に当たる。
- ・ 日ごろから家庭と連携し、各教科や学級活動において、いじめ問題を取り上げたり、「命の教育」や「死の教育」に関連した授業などを行ったりして、自殺予防の環境作りに努める。

(2) 自殺のサイン

① 自殺の心理

- ・ ひどい孤立感…「居場所がない」「誰も自分のことを助けてくれない」等。
- ・ 無価値感…「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」等。
- ・ 強い怒り…自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れられず、やり場のない怒りが自分に向けられる。
- ・ 思い込み…今抱えている苦しみは永遠に続くという思い込みから来る絶望感。
- ・ 心理的視野狭窄…自殺以外の解決方法が全く思い浮かばない。

② 自殺の危険因子

- ・ 自殺未遂…薬の大量服用、リストカットなど死に直結しない自傷行為。
- ・ 心の病…うつ病、統合失調症、パーソナリティー障害、薬物乱用、摂食障害等。
- ・ 安心感のない家庭環境…児童虐待、保護者の養育態度のゆがみ等。
- ・ 独特の性格傾向…極端な完全主義、二者択一思考、衝動的、喪失体験等。

(3) 対応の原則・留意点

- ① 児童の行動等の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解する。
- ② 児童の「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視しないでしっかりと受け止める。
- ③ 安易に励ましたり、叱ったりしない。
- ④ 言葉に出して心配していることを伝える。
→「死にたいくらいにつらいことがあるんだね」「とってもあなたのことが心配だ」
- ⑤ 率直に尋ねる。→「どんな時にそう思うの?」
- ⑥ 絶望的な気持ちを傾聴する。
→そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとする。
- ⑦ 安全を確保する。当該児童一人にしないで寄り添い、他者へも適切な援助を求める。
- ⑧ 一人で抱え込まない。→組織的に対応
- ⑨ スクールカウンセラー等、専門家との連携を図る。
- ⑩ 急に児童との関係を切らない。→継続して関わられるような配慮。
- ⑪ 保護者には、子どものいるところで、過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに子どもの心のうちを理解してほしいと伝える。
- ⑫ 学校では、守秘義務に立ちながらどのように校内で連携できるか、共通理解を図る。

(4) 児童に必要な自殺予防の知識

- ① ひどく落ち込んだときには相談すること。
→ 教師は、相談できることはすばらしい能力であることを伝える。
- ② 友だちから「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐこと。
- ③ 自殺予防のための関係機関(相談機関や医療機関)について知らせておく。

9 年間計画

月	児童への指導 児童の取組	面談・アンケート	校内研修	評価計画
4月	いじめ相談ダイヤルの周知		生徒指導全体会 (共通理解をもった指導内容の確認)	計画目標の作成と提示
5月	いじめについて考える活動 (実施月は各学年の計画による)		生徒指導全体会 (共通理解を図った指導が必要な児童の確認)	
6月		第1回学校生活アンケート	第1回ブロック協議会 第1回生徒指導全体協議会	
7月		必要に応じて児童との教育相談	第1回生徒指導委員会	
8月		↓		
9月	企画委員会での話し合い 啓蒙活動		生徒指導全体会	中間評価
10月			生徒指導全体会	
11月		第2回学校生活アンケート 教育相談、学校評価アンケート(児童)	第2回ブロック協議会 第2回生徒指導全体協議会	学校評価アンケート(保護者)
12月			第2回生徒指導委員会	
1月			生徒指導全体会	
2月			第3回生徒指導委員会	年間評価
3月			生徒指導全体会	

10 評価と改善

- 学校評価に合わせて、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- 評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。

11 いじめ電話相談

- ・三春町教育委員会学校教育課 0247-62-6310 fax 0247-62-6000
- ・ハートコール(いじめ相談) 0800-800-1893
- ・家庭児童相談室(こども課) 024-22-1150
- ・子どもと家庭テレフォン相談(県中央児童相談所) 024-536-4152
- ・県中児童相談所(郡山市麓山) 024-935-0611
- ・県中教育事務所 024-935-1493
- ・県教育センター「ダイヤルSOS」 0120-453-141

- ・福島いじめSOS24 0120-916-024
- ・県精神保健福祉センター(こころの電話) 024-535-5560
- ・田村警察署(生活安全課) 0247-62-2121
- ・いじめ110番(県警察本部) 0120-795-110
- ・福島県警察本部県民サービス課
(少年相談窓口ヤングテレホン) 024-526-1189
- ・子ども人権110番(法務省) 0120-007-110